

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による
随意契約の締結について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しましたので、山口県会計規則第165条の3第3項の規定に基づき下記のとおり公表します。

令和5年5月25日

物品管理課長

記

物品又は役務の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間	(1) 令和5年度職業訓練指導員試験 受験案内 (2) 印刷 350冊 (3) 令和5年6月23日
契約を締結した日	令和5年5月17日
契約の相手方の名称及び主たる事務所の所在地	主たる事務所：防府市大字台道10522番地 法人名称：社会福祉法人山口県コロニー 協会 ワークショップ・山口 コロニー印刷
契約金額	46,200円
契約の相手方を決定した理由	見積書を提出させる者の選定に係る基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。
問い合わせ先	住所：山口市滝町1番1号 所属：山口県会計管理局物品管理課調達班 連絡先：083-933-3960